

平成 25 年 10 月 8 日（火）
行政 管理 部 行政 管理 課

外郭団体における「市としての公益性の検証」について

遠藤委員、木村委員からの質問・意見等について

【静岡市しみず社会福祉事業団】

◆行財政改革推進審議会に係る質問・意見等について

行財政改革推進審議会に係る質問・意見等について

【静岡市しみず社会福祉事業団】

◆遠藤純子委員からの質問・要望について

(1) H18 からの指定管理 1 期は 2 年間、H20 からの 2 期は 5 年間、H25 年からの 3 期は 3 年と、各期の期間を変更した理由は为什么呢？

(資料「平成 25 年度静岡市行財政改革推進審議会事前勉強会資料 社会福祉法人しみず社会福祉事業団」P2 参照)

《回答》

○第 1 期 (H18～H19 の 2 年間)

指定管理者制度の導入及び平成 18 年度に施行された「障害者自立支援法」による各種制度変更による影響等を見極める必要があったため。

○第 2 期 (H20～H24 の 5 年間)

第 1 期の実施状況を踏まえ円滑な実施状況であったことから、本市における指定管理事業の標準的な事業期間とした。

○第 3 期 (H25～H27 の 3 年間)

平成 25 年度から「障害者総合支援法」が新たに施行され同法において、「障害福祉サービスの在り方」や「障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」等を法の施行後 3 年を目途として検討とされていることから、当該検討結果を次期事業において反映するため。

(2) 表によると、「静岡市清水みなとふれあいセンター」「静岡市清水うみのこセンター」の運営費は「指定管理料」だが、その他は利用料金制、介護給付費等となっています。「…みなとふれあいセンター」「…うみのこセンター」以外は、指定管理事業ではないのですか？ (他の制度で受託?)

(同資料 p6 「Ⅲ事業概要」)

《回答》

- 「障害者相談支援センターわだつみ」が実施する事業については、市からの委託事業及び事業団の独自事業となっていますが、それ以外の事業については、全て「指定管理事業」となっています。
- 指定管理事業のうち、障害福祉サービス事業で給付費収入がある事業については、市からの指定管理料ではなく、給付費収入により事業を実施する「利用料金制」を採用しており、障害福祉サービス事業ではないため給付費収入がない「清水みなとふれあいセンター」及び「清水うみのこセンター」については、市から指定管理料を支払う形態としています。

(3) 事業団が課題としている、施設の老朽化対策、家族の負担軽減のための新たな事業への取り組み等に関し、課題を共有していますか。どのようにお考えでしょうか？

(同資料 p23「VI課題と今後の方針」。資料「静岡市しみず社会福祉事業団経営計画 第1期…」の最終ページ「Vその他、長期的な取り組み事項等」

《回答》

- 施設の老朽化対策については、築30年以上経過する施設もあることから、市としても必要であると考えています。しかし、大規模修繕又は改築等を市有施設として実施する場合は、国庫補助金等がなく、市の単独事業となり、財政的な負担が大きいことから、実施の時期及び方法等についての検討が必要であると考えています。
- 新たな事業への取り組みについては、利用者の負担軽減、また事業団が自主財源を確保し、自立化を進める上でも必要なことと考えることから、本市における障がいのある方の状況及び利用者のニーズ等を踏まえた上で、実現可能な事業について、検討していきたいと考えています。

◆木村幸男委員からの質問・要望について

【質問】

(1) 旧清水市の社会福祉協議会は、前々から優れた活動を展開してきており、その実績は高く評価しています。分厚い「地域活動ガイドブック」のようなもの(正式名称は失念しました)を、清水区で独自にまとめたことも、素晴らしいと高く評価します。

さて、「しみず社会福祉事業団」の存在について考えると、どうしても、葵区・駿河区まで含めて、静岡市全体の福祉施設の運営・管理と課題のことに、思いが走ります。

そこで、現場見学(非常によい試みです)はともかくも、「しみず社会福祉事業団」が果たしている役割が、市全体ではどうなっているのかについて、無頓着ではられません。たとえば、

- ① 葵区・駿河区では、「しみず社会福祉事業団」のような活動は、どこが、どのように担っているのか。
- ② 運営・管理方式の違いに、どういう利点や問題点がありうるのか。
- ③ 今後は、「しずおか社会福祉事業団」のようなものを、標榜したいのか。
- ④ こうした事業団と、社会福祉協議会の関係・役割分担などは、どうなっているのか。

などについて、ご教示いただけると勉強になります。

《回答》

- ① 葵区・駿河区においては、障害福祉サービスに係る事業(生活介護事業、就労継続支援事業)については、社会福祉法人、NPO法人等が運営する「指定障害福祉サービス事業所」が行っています。

また、清水みなとふれあいセンターが実施する身体障害者福祉センター事業については、県総合社会福祉会館内に設置されている「県身体障害者福祉センター」、また清水うみのこセンターが実施する母子療育訓練等事業については、城東保健福祉エリア内の「静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」」が類似の事業を実施しています。

- ② 事業団と民間の社会福祉法人の間で、組織形態の違いによる差異は特にありませんが、外郭団体である事業団は、市と密接に連携するとともに、より公益性の高い事業を実施できると考えています。
- ③ 障害福祉サービスの担い手については、現在、社会福祉法人のみならず、NPO 法人、株式会社等、多岐にわたっており、民間法人に委ねる部分も大きいことから、外郭団体として存続する場合には、必要とされる分野に限った事業展開を考えています。
- ④ 社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体であり、当該目的の下、地区社会福祉協議会活動の支援、市民のボランティア活動の推進、赤い羽根共同募金による事業のほか、障がい者福祉、高齢者福祉及び児童福祉に関する事業等、広く市民に対する各種事業を行っています。
- 一方、事業団は、障がいのある方が「自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること」を目的として、障がい者に対する各種障害福祉サービス事業等を行っております。

【要 望】

資料は、簡潔でわかりやすく、用語集もつけるなど、配慮が行き届いていましたが、関連の知識として、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への移行にともなう変更点・課題・問題点などを解説する資料があると、良かったです。

福祉関連の知識や情報は、関係者以外には、ほとんど届かない現実がありますから、あらゆる機会をとらえて、さまざまな情報を提供していくべきだと思います。

【感 想】

福祉施設を視察・見学したのは初めてではなく、県教育委員会の教職員ボランティア研修のリーダーを数回やった折りに、教職員を引率して訪れたことがあります。

ですから、驚きはありませんでしたが、あらためて福祉の現場に接すると、ほかの予算を削ってでも、施設職員が要望するショートステイの宿泊設備や入浴設備を、ぜひとも整備したいと思いました。この程度の？予算であれば、首長の鶴の一声で、予算確保が実現可能ではないでしょうか。

安易な共感や同情は不必要ですが、事業仕分け風に言えば、施設勤務の職員・指導員などの待遇も含め、「積極的な前向きな改善」を要望したいと思います。